

議案第 3 号

沖縄県立教育機関組織規則の一部を改正する規則について

沖縄県立教育機関組織規則の一部を改正する規則を別紙のとおり定める。

平成 17 年 3 月 18 日

沖縄県教育委員会

沖縄県立教育機関組織規則の一部を改正する規則

沖縄県立教育機関組織規則（昭和 47 年沖縄県教育委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中

「(3) 幼稚園教育に係る教育関係職員の研修及び調査研究並びにその成果に関すること。

(4) 健康教育に係る教育関係職員の研修及び調査研究並びにその成果に関すること。」
を

「(3) へき地教育に関すること。

(4) 教育図書、教育資料及び教科用図書の収集、整理及び提供に関すること。」
に

「(5) へき地教育に関すること。

(6) 「こころの電話」に関すること。

(7) 「沖縄県適応指導教室」に関すること。

(8) 教育図書、教育資料及び教科用図書の収集、整理及び提供に関すること。」
を

「(5) 幼稚園教育に係る教育関係職員の研修及び調査研究並びにその成果に関すること。

(6) 健康教育に係る教育関係職員の研修及び調査研究並びにその成果に関すること。

(7) 「こころの電話」に関すること。

(8) 「沖縄県適応指導教室」に関すること。」
に改める。

附 則

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

概要説明

1 改正を必要とする規則の名称

沖縄県立教育機関組織規則（昭和47年沖縄県教育委員会規則第2号）

2 改正の経緯及び必要性

沖縄県立総合教育センターの研修業務を円滑に進めるために、所内の各課間の所掌事務を見直し業務の効率化を図る。そのための規則を改正する。

3 改正案の概要

規則の第2条第2項中

- ① 教科研修課の所掌事務から幼稚園教育及び健康教育を削除し、へき地教育、教育図書の収集、整理等を加える。
- ② 教育経営研修課の所掌事務からへき地教育及び教育図書の収集、整理等を削除し、幼稚園教育及び健康教育を加える。

4 添付資料

- ・新旧対照表

新旧対照表

沖縄県立教育機関組織規則（昭和47年沖縄県教育委員会第2号）

改正案	現行
<p>2 総合教育センターの所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>教科研修課</p> <p>(1) 各教科（理科、家庭及び技術・家庭を除く。）の教育に係る教職員の研修に關すること。</p> <p>(2) 各教科（理科、家庭及び技術・家庭を除く。）の教育に係る調査研究及びその成果に關すること。</p> <p>(3) べき地教育に關すること。</p> <p>(4) 教育図書、教育資料及び教科用図書の収集、整理及び提供に関すること。</p> <p>(5) 学校及び教育研究団体に対する助言並びに援助に関すること。</p>	<p>2 総合教育センターの所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>教科研修課</p> <p>(1) 各教科（理科、家庭及び技術・家庭を除く。）の教育に係る教職員の研修に關すること。</p> <p>(2) 各教科（理科、家庭及び技術・家庭を除く。）の教育に係る調査研究及びその成果に關すること。</p> <p>(3) 幼稚園教育に係る教職員の研修及び調査研究並びにその成果に關すること。</p> <p>(4) 健康教育に係る教職員の研修及び調査研究並びにその成果に關すること。</p> <p>(5) 学校及び教育研究団体に対する助言並びに援助に関すること。</p>

教育経営研修課

- (1) 教育経営に係る教職員の研修に関すること。
- (2) 教育経営に係る調査研究及びその成果に関すること。
- (3) 特別活動、進路指導、道徳、教育相談及び経営等に関すること。
- (4) 初任者研修、教職経験者研修及び教務主任研修に関すること。
- (5) 幼稚園教育に係る教職員の研修及び調査研究並びにその成果に関すること。
- (6) 「これらの電話」に関すること。
- (7) 「沖縄県適応指導教室」に関すること。
- (8) 教育図書、教育資料及び教科用図書の収集、整理及び提供に関すること。
- (9) 学校及び教育研究団体に対する助言及び援助に関すること。